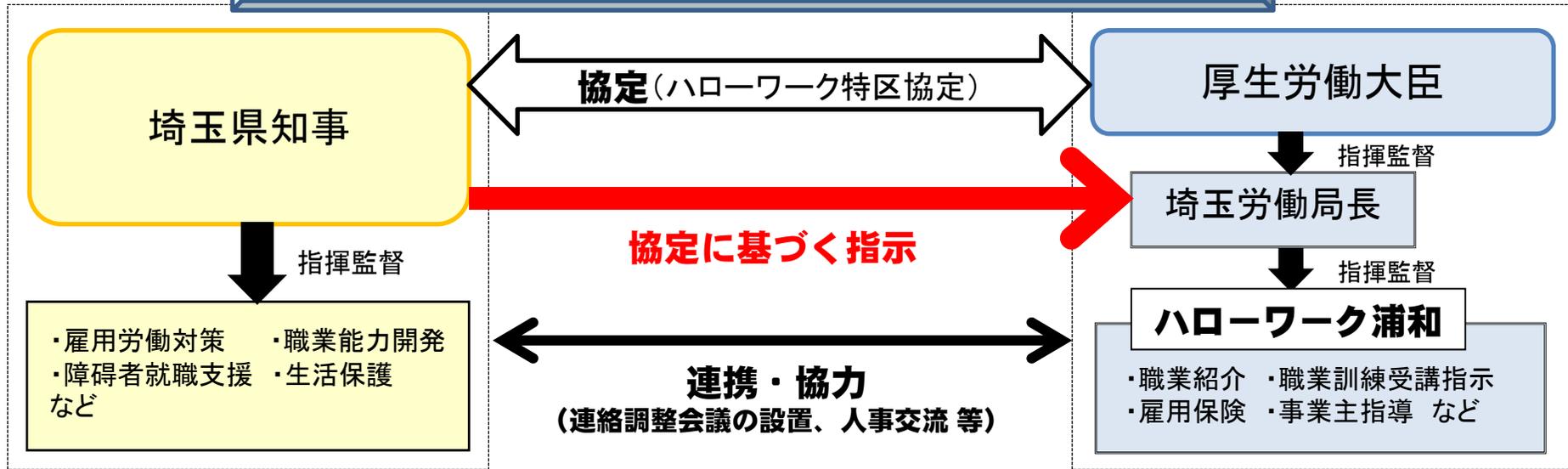


③ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク浦和)

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区(平成24年度)

平成24年10月29日事業開始



協定の主な内容 (平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
 - ・ 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設>

・ 武蔵浦和駅前の県有施設(ラムザタワー)に、相談から職業紹介までワンストップで支援する施設を新設し、以下のコーナーを設置。

- | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| ①ハローワークコーナー
: 求職者に対する職業相談・職業紹介を実施 | ②マザーズコーナー
: 子育て中の方向けの職業相談・紹介 | ③中高年コーナー
: 40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介 | ④生活・住宅総合相談コーナー
: 職と住まいを失った方などが対象 | ⑤福祉人材就職コーナー
: 介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介 |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|

・ ④のコーナーにおいて、さいたま市との連携の下、生活・住宅総合相談を実施。
 ・ 本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。

※①と③～⑤は相互に連携

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区について(平成24年度の取組)

- 利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から紹介までワンストップで支援する「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を新設。 ※10月26日に事業計画を決定

《事業計画・具体的な取組》

ハローワークコーナー(国)

中高年コーナー、生活・住宅総合相談コーナー及び福祉人材就職コーナーと連携し、求職者に対する職業相談及び職業紹介を実施。求職者の状況に応じ就職支援計画の策定や予約担当者制による個別継続的な支援等も実施。

マザーズコーナー(国)

子育てをしながら求職活動を行う者に対して、その状況に配慮しつつ職業相談及び職業紹介を実施。求職者の状況に応じ就職支援計画の策定や予約担当者制による個別継続的な支援等も実施。

※キッズスペースや授乳室などを整備。

中高年コーナー(県が民間委託)

民間事業者の有する豊富なノウハウ等を活用し、40歳以上の中高年の求職者を対象に、キャリアカウンセリング、就職支援セミナー、職業紹介等のサービスを実施。(さいたま市内から移転)

生活・住宅総合相談コーナー(県・さいたま市)

職と住まいをともに失った求職者等の求職中の生活を維持するための様々な相談に対応するため、県とさいたま市との連携の下に総合相談サービスを実施。

福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)

介護など福祉に関する仕事を希望する求職者に対し、福祉施設等の求人の紹介、あっせん、職業相談等を実施。

《目標・実績》

対象期間 平成24年10月29日～平成25年3月31日

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」全体の利用者数等の目標を設定。
- 利用者数及び利用者満足度は目標を達成したが、紹介就職件数及び就職率は未達成。
- 新規開設であり、求職申込から就職までに期間を要すること、特にマザーズコーナーは、利用者サービス内容が周知されるのに時間がかかったため

【目標ごとの達成状況】

①利用者数

【目標】 8,000人 【実績】 10,349人

②新規求職者数

【目標】 1,700人 【実績】 3,591人

③就職者数

【目標】 400人 【実績】 312人

※ハローワークコーナー・マザーズコーナーの実績向上により、1月以降は就職者数が大幅に増加。

12月 42人(うちハローワークコーナー及びマザーズコーナー19人)

1月 48人(同30人) 2月 76人(同60人) 3月 107人(同89人)

④就職率

【目標】 23.0% 【実績】 19.2%

⑤利用者アンケートにおける満足度

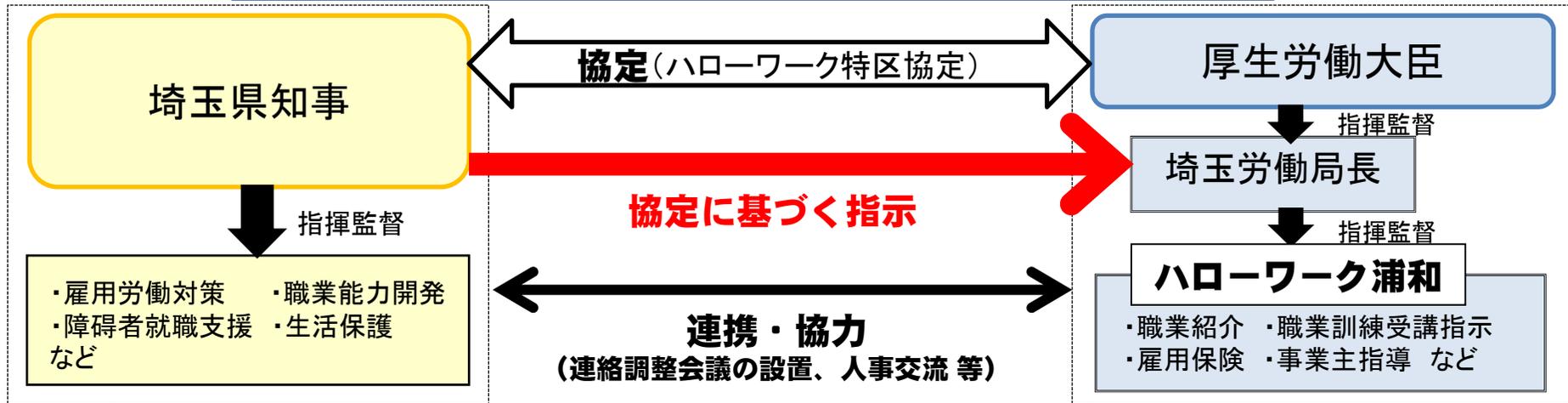
【目標】 85%以上 【実績】 95.9%

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区実施状況(まとめ)

- 平成24年10月からハローワーク特区を開始。24年度下半期においては、以下のような成果と課題があった。
 - ① 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」が設置され、利用者のためのサービス強化が図られた。
 - ② 事業実施に当たって、国と県で協議を重ねたことにより、両者の連携が強化された。
 - ③ 事業目標はほぼ達成された。
 - ④ 一方で、周知不足等により開所当初の利用状況が低調であったため、就職者数など一部の目標が達成できなかった。なお、25年1月以降は順調に推移している。
- 地域の労使からは、「利用者目線でどのように連携をすれば一番よいシステムができるのかという視点に立って取り組んでほしい」（平成24年7月埼玉地方労働審議会、労働者代表委員）、「地域事業所との連携が不可欠であることから、事業主団体の意見を反映頂きたい」（平成24年6月14日埼玉県雇用対策協議会より上田埼玉県知事あて要望書）との意見があった。
- 平成24年度の実施状況を踏まえ、国(埼玉労働局)と県で協議・検討し、平成25年度においては、以下のような取組を進めることとした。
 - 【ハローワーク浦和・就業支援サテライト】
職業相談・職業紹介は基本的にハローワークにおいて実施することとし、県の委託事業はカウンセリング等に特化するとともに、新たに若者及び女性に対する支援窓口を開設
 - 【障害者支援】
国・県の情報共有や県内事業所への一体的な働きかけなど障害者就職支援の強化
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、県との一層の連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区(平成25年度)

平成24年10月29日事業開始



協定の主な内容 (平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
 - ・ 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉県労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<ハローワーク浦和・就業支援サテライトでの支援>

・平成24年10月に開設したハローワーク浦和・就業支援サテライトのサービスを拡充し、若者・女性・中高年の就労支援を強化

<職業相談・紹介>

- ①ハローワークコーナー
- ②マザーズコーナー
- ③新卒コーナー

<対象者ごと支援メニューの提供> ※下線部新規(H25.5.27~)

- ④若者コーナー : 40歳未満の方、及び正社員経験の少ない44歳以下の方
- ⑤女性コーナー : 職探しに不安のある女性
- ⑥中高年コーナー : 40歳以上の求職者の方
- ⑦生活・住宅総合相談コーナー : 職と住まいを失った方などが対象 ※さいたま市と連携

- ⑧福祉人材就職コーナー : 介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・独自求人紹介

・本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。 ※①~⑧の各コーナーは相互に連携

・その他、障害者就職支援に関する県と労働局の情報共有や、障害者雇用の拡大のための県内事業所への一体的な働きかけを推進。

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区について(平成25年度の新たな取組)

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」に、新たに若者及び女性に対する支援窓口を開設(5/27)。
- 国と県の連携による障害者就職支援の強化に取り組む。

《事業計画・具体的な取組》

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」において、ハローワークコーナーの窓口を拡充するとともに、新たな支援窓口を設置

新卒コーナー(国)

若者コーナーと連携し、大学等の学生(卒業後3年以内既卒者を含む。)の方に対し、就職相談、職業紹介、各種求職活動支援などを通して、一貫した継続的な個別支援を実施。

若者コーナー(県)

40歳未満及び正社員経験の少ない44歳以下の求職者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につながるにより、早期就職や正規雇用化を支援する。

女性コーナー(県)

働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につながるにより早期の就職を支援する。

※中高年コーナーは、キャリアカウンセリング等の就職支援事業に特化。
(職業紹介希望者はハローワークコーナーなどに誘導。)

- 障害者就職支援に関する国・県の情報共有を進めるとともに、県内事業所への一体的な働きかけなど連携した取組を実施。

《目標・実績》

- 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」全体の利用者数等の目標を設定。

①利用者数

【目標】 41,000人

②新規求職申込者数

【目標】 5,000人

③就職者数

【目標】 1,200人

④就職率

【目標】 24%

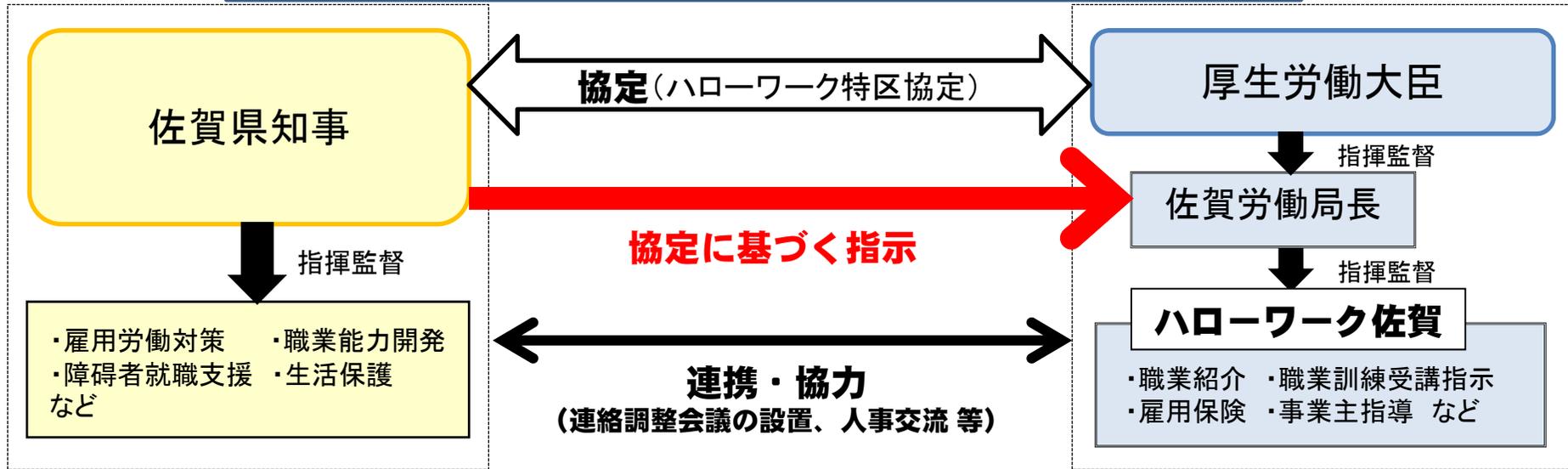
⑤利用者アンケートにおける満足度

【目標】 90%以上

④ハローワーク特区の実施状況 (ハローワーク佐賀)

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区(平成24年度)

平成24年10月1日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
 - ・ 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
 - ・ ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
- 佐賀県知事は、特区における事項に関し、佐賀労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

＜若年者就労支援＞

- ・ ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営のための施設整備
- ・ 開庁日及び開庁時間の統一
(月～土開庁(午前8時半～午後5時))
- ・ 受付から職業紹介まで切れ目のない支援の実施
- ・ 就職困難者等のチーム支援の実施
(さが若者サポートステーションも参画)
- ・ 中学、高校、大学等への支援

＜障害者就労支援＞

- ・ ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加し、一般就労への移行支援を強化
- ・ ハローワークに求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な事業所訪問を実施

＜管内の市との連携＞

- ・ 多久市、小城市、神崎市と連携し、生活保護受給者への就労支援を強化
- ・ ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区について(平成24年度の取組概要)

※9月28日に事業計画を決定

若年就労支援

ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等により、若年者の就労支援を強化

《事業計画》

- 一体的運営のための施設整備
- 開庁日・開庁時間の統一
- 受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援の実施
- 就職困難者等のチーム支援の実施(さが若者サポートステーションも参画)
- 中学、高校、大学等への支援

《具体的取組》

- 愛称を「ユメタネ」に決定
- ユメタネ内のレイアウトを見直し
- ヤングハローワークを土曜日にも開庁
- 「総合受付」開設、利用者情報を共有
- 各種様式の統一
- チーム支援を開始
- 巡回相談等を実施

《目標・実績》

- 利用者数
目標 6,700人 実績 7,468人
- 正社員就職者数
目標 500人 実績 646人
- チーム支援人数・うち就職人数
目標 60人 うち就職 12人
実績 60人 うち就職 24人
- 施設利用満足度
目標 70% 実績 75%

障害者就労支援

障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等により、障害者の就労支援を強化

《事業計画》

- ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加
- 求職者情報や事業所訪問情報を共有

《具体的取組》

- チーム支援に県が参加
- 情報共有を開始

《目標・実績》

- 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行
目標 8人 実績 8人

福祉から就労支援

ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を強化

《事業計画》

- ハローワークの就職支援ナビゲーターが、定期的に多久市、小城市、神埼市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

《具体的取組》

- ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターによる巡回相談を開始

《目標・実績》

- 生活保護受給者の就労者数
目標 多久市3人 小城市3人 神埼市2人
実績 多久市2人 小城市2人 神埼市2人

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(若年者)

- 若年者就労支援は、下半期目標を達成。
- 「ユメタネ」の周知が進んだことや利用者視点でのサービス強化が図られたことが大きな要因。
(ただし、ヤングハローワークの利用者は、特区開始前の時点で既に大幅に増加。)

《事業計画・具体的な取組》

一体的運営のための施設整備

- ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションの統一愛称を「ユメタネ」に決定
- ユメタネ内のレイアウトを変更

開庁日・開庁時間の統一

- ヤングハローワークSAGAを土曜日も開庁

受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援の実施

- 「総合受付」開設
- 利用者の同意を得ての情報共有を開始
- 利用申込書及び利用票の様式統一

就職困難者等のチーム支援の実施

- さが若者ステーションも参画し、チーム支援を開始

中学、高校、大学等への支援

- ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの連携による巡回相談、セミナー等を実施

《目標・実績》

①ジョブカフェ・ヤングハローワークの利用者数

【下半期目標】 6,700人 (前年同期6,265人)

【実績】 7,468人 (前年同期比19.2%増)

②利用者のうち正社員就職者

【下半期目標】 500人 (前年同期473人)

【実績】 646人 (前年同期比36.6%増)

※ 就職経路を問わない就職者数

③チーム支援の実施人数・うち就職人数

【下半期目標】 60人 うち就職 12人

【実績】 60人 うち就職 24人

④利用者アンケートによる施設利用満足度

【下半期目標】 70% (前年同期61%)

【実績】 75%

※目標期間 平成24年10月～平成25年3月

《参考》

- ヤングハローワークの新規求職者数は、平成22年度よりジョブサポーターの抜本増員や学校等との連携強化などに取り組んできたことにより、ハローワーク特区開始前の時点で既に大幅に増加。
【新規求職者数】 平成24年8月 169人(前年同期比21.6%増) 9月 209人(前年同期比37.5%増)
- チーム支援は、ハローワーク特区以前から実施している事例あり(青森県と青森労働局の一体的実施など)
【青森の年度目標】 チーム支援対象者の就職率 50% 【青森の平成24年度実績】 対象者69人のうち46人が就職(就職率66.7%)
- 北海道では、平成24年12月に知事と労働局長が雇用対策協定を締結、ジョブカフェとハローワークの一体的業務実施等を推進。
利用者情報の共有・受付の共通化、求人情報の共有化、応援メニューの共同提供などを実施。

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(障害者)

- 障害者の就労支援は、下半期目標を達成。
- チーム支援に障害者福祉を担う県が参加し、県とハローワークで事業所訪問情報の共有や事業所の同行訪問等を行うことで、福祉施設利用者への一般就労に向けた支援が大幅に強化された。

《事業計画・具体的な取組》

ハローワークと就労移行支援事業所等による チーム支援に県が参加

- 就労移行支援事業所の利用者に対する就職に向けたチーム支援に県が参加

求職者情報や事業所訪問情報を共有

- ハローワーク佐賀の求職者情報、ハローワーク佐賀の法定雇用率未達成事業所訪問記録、県による事業所訪問記録等の共有を開始、事業所の同行訪問を開始

《目標・実績》

チーム支援による一般就労への移行者数

- 【下半期目標】 8人 (前年同期4人)
- 【実績】 8人

《支援事例》

【支援対象者】

発達障害・重度知的障害の男性。作業内容の理解が難しく、就業意欲はあるものの、なかなか就職できなかった。

【支援内容】

ハローワーク、県、就労移行支援事業所などがチームを組み、ケース会議を開催。情報を共有し企業訪問等を共同で実施。各機関の支援メニュー(職場実習、委託訓練、雇用助成金など)を組み合わせ、常用就職に結びつけた。

《参考》

- 障害者に対するチーム支援は、ハローワーク特区開始前から実施(主な連携先:佐賀障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター)
【ハローワーク佐賀が行ったチーム支援全体の一般就労移行者数(平成24年度)】
年度計 104人(就労移行支援事業所利用者含む計)
- チーム支援だけではなく、ハローワーク佐賀の障害者就職者数は前年度よりも大幅に増加
【障害者就職者数(平成24年度)】
年度計 253人 (平成23年度236人)
- 佐賀労働局全体として障害者の就職者数は大幅に増加
【障害者就職者数(平成24年度)】
年度計 688人 (平成23年度 565人) 特に精神障害者の就職が大きく伸びた(平成24年度228件(平成23年度153件))

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(福祉から就労支援)

- 小城市、多久市、神崎市へのハローワーク佐賀の巡回相談は一部の市において目標を達成できなかった。
- 3市における生活保護受給世帯のうち就労可能性のある世帯数が少なかったこと及び支援対象者を生活保護受給者に限定したことが主な要因。(平成25年度からは対象を申請段階の者まで拡大。)
- 国と県と市による連携体制が構築され、生活困窮者の就労支援を一体となって実施する機運が醸成された。

《事業計画・具体的な取組》

ハローワークの就職支援ナビゲーターが、定期的に多久市、小城市、神崎市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

- 多久市、小城市及び神崎市において、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターによる巡回相談を週1回開始

《目標・実績》

生活保護受給者の就職者数

多久市	【目標】 3人(前年同期3人)	【実績】 2人
小城市	【目標】 3人(前年同期0人)	【実績】 2人
神崎市	【目標】 2人(前年同期1人)	【実績】 2人

《参考》

- 佐賀市や鳥栖市には、ハローワーク特区とは別の取組として、特区開始以前から、福祉事務所内にハローワークの常設窓口を設置。

《佐賀市(平成24年8月開始)》



市役所庁舎内に佐賀市福祉・就労支援コーナー【愛称「えびすワークさがし」】を開設し、市とハローワーク佐賀による生活困窮者、障がい者等に対する一体的支援を実施

(平成24年度目標) 就職者 90人以上
(実績) 就職者 305人

《鳥栖市(平成24年8月開始)》



市役所東別館内に「ジョブナビ鳥栖」を開設し、市とハローワークによる生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する一体的支援等を効果的・効率的に実施

(平成24年度目標)
就職者(生活保護受給者) 11人
(実績)
就職者(生活保護受給者) 18人

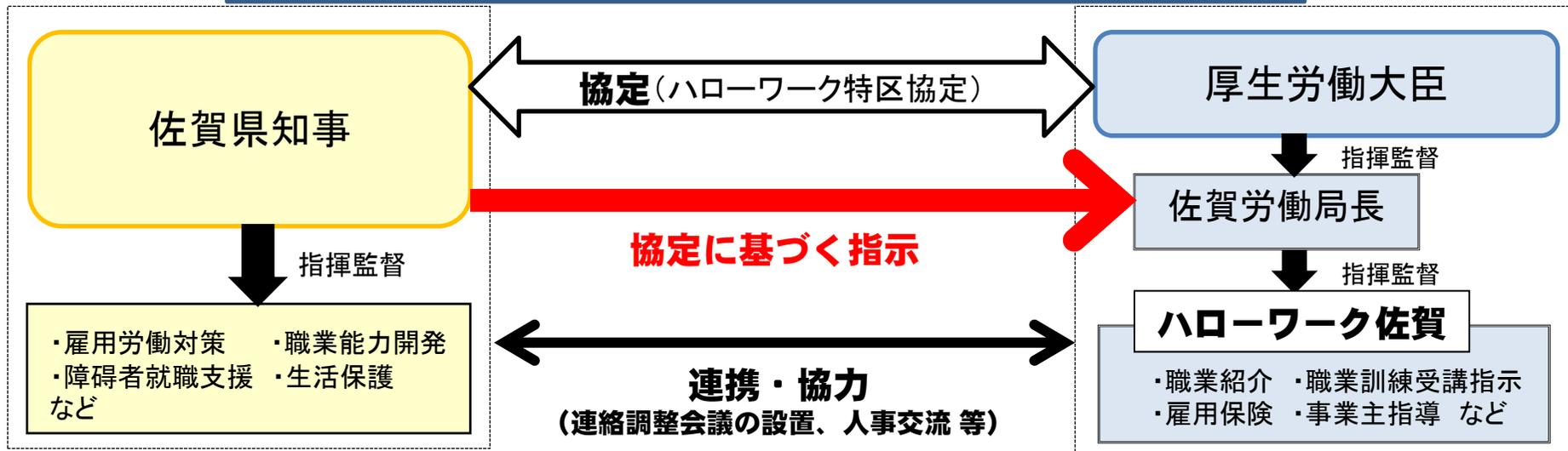
- 平成25年度には、福祉事務所へのハローワークによる巡回相談やハローワーク窓口設置などによる生活困窮者への就労支援の抜本的強化を全国で進めている。

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(まとめ)

- 平成24年10月からハローワーク特区を開始。24年度下半期においては、以下のような成果と課題があった。
 - ① 「ユメタネ」の一体的業務運営が進むなど、利用者のためのサービス強化が図られた。
 - ② 利用者のためのサービス向上について、国と県で協議を重ねたことにより、両者の連携が強化された。
 - ③ 主な事業目標は概ね達成された。ただし、福祉から就労支援については、目標の一部を達成できなかった。
- 地域の労使からは、「ハローワーク特区では、行政から目線ではなく、利用者目線で運営してもらいたい。」(平成24年11月28日平成24年度第2回佐賀地方労働審議会、労働者代表委員)との意見があった。
- 平成24年度の実施状況を踏まえ、国(佐賀労働局)と県で協議・検討し、平成25年度においては、以下のような取組を進める。
 - 【若年者支援】 ヤングハローワークSAGAでカウンセリングから職業紹介までを同一の相談員が一貫して行う担当者制を強化
 - 【障害者支援】 タブレット端末(県職員が使用)を導入、ハローワーク佐賀の求人情報等の効率的提供
 - 【福祉から就労支援】 ハローワーク佐賀による巡回相談の対象を生活保護の相談、申請の段階にある者まで拡大
- これに関し、知事から労働局長に対し、以下の指示があった(平成25年3月)。
 - (1) 若年者就労支援においては、ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAが、それぞれの役割を發揮しつつ、就職前から就職後に至る切れ目のない支援を一体的に行うことにより支援の充実強化を図る。
このため、ヤングハローワークSAGAにおいては、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化を図ること。
 - (2) (1)によるカウンセリングの実施に当たっては、相談員の資質の更なる向上によりカウンセリング機能を強化し、より効果的なカウンセリングを実施できるようにすること。
- 平成25年度は、全ての目標を達成できるよう、また、利用者サービスの更なる向上が図られるよう、一層の利用者視点での連携強化に取り組むことが必要。
- ハローワーク特区はスタートしたばかりの段階であり、平成25年度からの新たな取組の実施状況も踏まえ、3年程度事業を実施して成果と課題を検証することが必要。

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区(平成25年度)

平成24年10月1日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
 - ・ 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
 - ・ ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
- 佐賀県知事は、特区における事項に関し、佐賀労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。
 - 若年者就労支援における担当者制の強化(佐賀県と佐賀労働局で協議・検討を行ってきたもの)を求める指示が発出された(H25.3.26)。

具体的な事業内容

※下線部新規(H25.4~)

<若年者就労支援>

- ・ ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAにおける、受付から職業紹介まで切れ目のない支援の実施
- ・ 施設全体のコンシェルジュを配置
- ・ ヤングハローワークSAGAにおいて、カウンセリングから職業紹介まで同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化
- ・ 就職支援セミナー、職場定着支援の強化
- ・ 就職困難者等のチーム支援の実施(さがサポステも参画)
- ・ 中学、高校、大学等への支援

<障害者就労支援>

- ・ ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加し、一般就労への移行支援を強化
- ・ ハローワークが保有する求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な事業所訪問を実施

<管内の市と連携>

- ・ 多久市、小城市、神崎市と連携し、生活保護受給者への就労支援を強化(申請段階の者も対象)
- ・ ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区実施状況(平成25年度の新たな取組)

○ 平成25年度においては、前年度からの取組を継続しつつ、以下のような新たな取組を実施。

若年者就労支援

※3月27日に事業計画を決定

《事業計画》

- ヤングハローワークSAGAで、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制を強化
 - ※ 4月からヤングハローワークSAGAの体制を強化(相談員を4人増員)
 - ※ カウンセリングにおいては、ジョブ・カード制度を活用
- ユメタネにコンシェルジュを配置
 - ※ ジョブカフェSAGAが配置
- 就職支援セミナーの強化
 - ※ ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGAが実施。ジョブカフェSAGAにおいてはグループディスカッション等を強化
- 職場定着支援の強化
 - ※ ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGAが実施。ジョブカフェSAGAにおいては集合研修等を強化

《目標》

- ① ジョブカフェ・ヤングハローワークの利用者数
【目標】 16,000人 (前年度実績 14,391人)
- ② 利用者のうち正社員就職者
【目標】 1,100人 (前年度実績 1,026人)
※ 就職経路を問わない就職者数
- ③ チーム支援の実施人数・うち就職人数
【目標】 実施人数 120人 (前年度実績 60人)
うち就職 30人 (前年度実績 15人)
- ④ 利用者アンケートによる施設利用満足度
【目標】 80% (前年度実績 76%)

障害者就労支援

《事業計画》

- タブレット端末(県職員が使用)の導入によるハローワーク佐賀の求人情報や障害者情報の効率的提供

《目標》

- 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行
【目標】 16人 (前年度実績 上半期4人 下半期8人)

福祉から就労支援

《事業計画》

- 支援対象者を生活保護の相談、申請の段階にある者まで拡大
- 支援対象者が若者の場合は、ユメタネ等へ誘導

《目標》

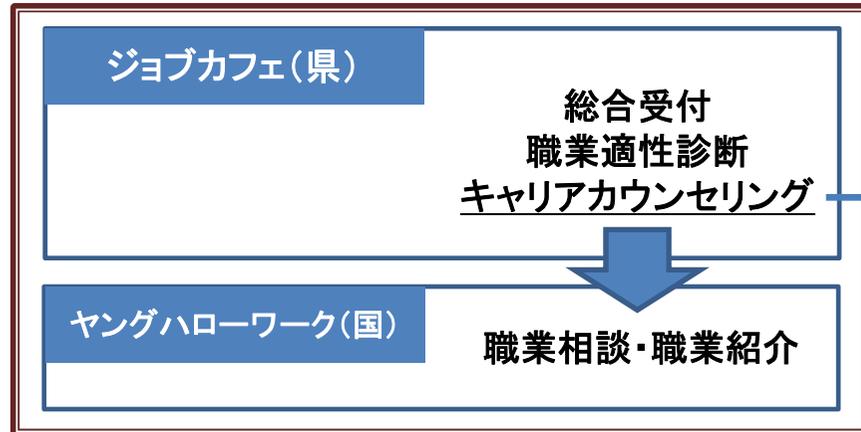
生活保護受給者等の就労者数

- 多久市 【目標】 5人 (前年度下半期実績 2人)
小城市 【目標】 5人 (前年度下半期実績 2人)
神埼市 【目標】 4人 (前年度下半期実績 2人)

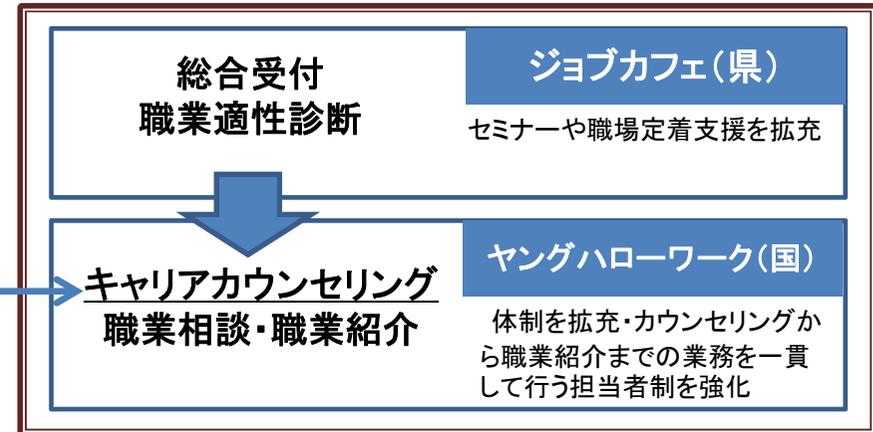
平成25年度に実施する役割分担の見直し(若年者就労支援)

- 平成25年度から、カウンセリング業務をジョブカフェSAGA(県)ではなくヤングハローワークSAGA(国)で実施し、国において、カウンセリングから職業紹介まで一貫して行うこととした。

《平成24年度》



《平成25年度》



知事の指示

役割分担見直しについて、ハローワーク特区協定に基づく知事から労働局長への指示が出された(平成25年3月26日付け)。県・労働局の調整により実施が決定していた取組の徹底を求める内容であり、佐賀労働局にて対応済み。

【指示の内容】

- (1) 若年者就労支援においては、ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAが、それぞれの役割を發揮しつつ、就職前から就職後に至る切れ目のない支援を一体的に行うことにより支援の充実強化を図る。
このため、ヤングハローワークSAGAにおいては、カウンセリングから職業紹介までの業務を同一の相談員が一貫して行う担当者制の強化を図ること。
- (2) (1)によるカウンセリングの実施に当たっては、相談員の資質の更なる向上によりカウンセリング機能を強化し、より効果的なカウンセリングを実施できるようにすること。

【佐賀労働局の対応】

平成25年4月より相談員を4名増員し、担当者制を強化して、施設全体で利用者の利便性の向上を図る。また、カウンセリングから職業紹介までを一貫して効果的に実施するため、カウンセリング業務の新たな技法の習得に係るキャリア・コンサルティング研修や専門相談研修などを実施し、職業紹介に至る業務の全課程における相談員の資質向上を図る。